



日本障害者カヌー協会 コロナウイルス感染症予防(活動再開)ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、改正基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベント（強化活動及び普及活動）を再開するに当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考にして、まとめたものです。

なお、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、必ずしも十分な科学的な知見が集積されている訳ではありません。このため、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いします。いずれにしても自分や家族、仲間の命や生活を守ることを最優先しながらもどのように活動を再開していくかを考えた時に必要だと思われることをまとめていますので参考にいただければ幸いです。

2 パラカヌーにおける感染・クラスター発生の危険性

- 大きい声を出す必要がある
 - ・声援、指導、安全確保のための声掛けなど
- 介助者とのソーシャルディスタンスは確保できない
 - ・艇の運搬、乗艇時、介助者だけでなく審判艇や救助艇での複数乗艇など
- 練習以外でも様々な人と接触が必要
- ・トレーニングルーム、更衣室、シャワー室、艇庫、休憩場所、送迎車など競技用具、備品の貸し出し
 - ・艇の乗り換え、ライフジャケットの貸し出しなど

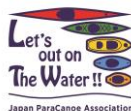
3 合宿及びイベントなど協会事業再開に向けた基本的考え方について

(1) 特定警戒都道府県

- 比較的少人数の合宿やイベントも含め、クラスターが発生するおそれがある各種スポーツイベントについては、引き続き、都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切な対応を心がけること。
- 特に、全国的かつ大規模なスポーツイベントについては、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。

(2) 特定警戒都道府県以外の特定都道府県

- 全国的かつ大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。
- 比較的少人数が参加する強化活動や普及活動については、地域の感染状況等も踏まえて、ガ



イドラインに従って対応すること。

※ここで「比較的少人数」とは、以下のような条件を満たすことが可能な人数をさす。

- ① 会場内で三つの密（密閉、密集、密接）（※）の発生が原則想定されないこと（人と 人との間隔はできるだけ 2 mを目安に）
- ② 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等が原則想定されないこと
- ③ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気等）が講じられること

（3）緊急事態宣言の対象区域外の都道府県

○ 当面の間、全国的大規模なスポーツイベントの開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとること。

○ 屋外で実施する強化事業及び普及事業、地域スポーツイベントなどについては、各都道府県知事のイベント開催制限の方針に反しない形であれば、適切な感染防止対策を講じた上で、それらのリスクの判断を行い、感染拡大のリスクの低い活動については注意をしながら実施すること。また、その場合であっても、当面の間、急激な感染拡大への備えと、「三つの密」を徹底的に回避するための対策をとること。

4 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

改正基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施する留意すべき事項を設定する。

（1）強化事業及び普及事業など、スポーツイベントの参加時の留意点

（1）-1 体調チェック項目

以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（イベント当日に書面で確認を行う。）

ア 体調がよくない場合（例：37.5℃以上の発熱・咳・咽頭痛、疲労感、倦怠感、呼吸苦などの症状がある場合）

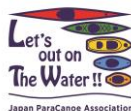
イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

エ 感染者と 14 日間以上接触がないこと（感染者と 1m 以内、ないし 15 分以上の接触があった人、適切な保護具なしに感染者の世話をした人、感染者と同じ密閉環境に一定の期間滞在した人）

（1）-2 感染予防意識の徹底

① マスクを持参すること（参加受付時や着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際、対面でのサポートが必要な場合にはマスクを着用すること。）



- ③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒、使用備品の消毒を実施すること。
- ④ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（できるだけ2 m以上）を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑤ イベント中に大きな声で会話、応援等をしないこと。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと。
- ⑦ イベント終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること。
- ⑧ ウォーターボトルなど口をつけるものを共有しない。
- ⑨ 練習前後の選手同士やスタッフ間の食事や喫茶を避ける。

（2）当日の参加受付時の留意事項

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。）
- ③ 受付を行うスタッフには、マスクを着用させること。
- ④ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。

（3）強化事業及び普及事業、スポーツイベント参加者への対応

実施当日に、参加者から以下の事項を記載した書面の提出を求めるなど、体調の確認を行う。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意する。
- ② 実施当日の体温
- ③ 実施前2週間における以下の事項の有無（ア 平熱を超える発熱 イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状 ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難） エ 嗅覚や味覚の異常 オ 体が重く感じる、疲れやすい等）

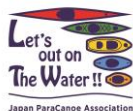
（4）参加に至る際の留意点

緊急事態宣言が解除されているが、都道府県をまたぐ移動に関しては、感染拡大の防止のため都道府県知事からの自粛要請等に基づき、適切な対応を心がけること。

感染拡大を防止するためにも、特に特定警戒都道府県及び、特定都道府県をまたぐ移動については、引き続き自粛するよう心掛けること。

5 トレーニングの再開に向けて

テレワークや外出自粛などの措置により体力が思っている以上に低下している可能性があることを自覚してください。ここで言う体力にはボディイメージと体力や感覚のギャップも含まれています。心肺機能につい



ても同様です。

人によっては普段のオフよりも運動していないかもしれません。そんな時の急な運動再開は怪我や体調不良のリスクが増大すると言われています。個人で練習を再開される時にも上記感染対策には十分に留意され、練習開始前のコンディショニング管理を実践することをお勧めします。また、慌てず、焦らず、ご本人のペースに合わせて段階的にトレーニングを進めていってください。また、今後気温や湿度が上昇してくる季節に入ります。暑熱順化なども進んでいないので熱中症などには十分気をつけ、水分補給を徹底してください。

以上

2020年5月27日